

正副会長から会員の皆様へ 今期の運営について

6月の通常総会（於：八芳園）にて、新たに任命された新任正副会長による所信表明

会長の職務を果たせるよう全力を尽くす

現 在、当会は次の新たなステージへ向かい様々な新事業を展開しております。仲間を増やすという基本方針のもと、会の健全な財務基盤の確立はもとより、税務研修、税務広報、租税教育、会員事業の充実と地域貢献、大法人向けプログラムの充実、東京及び全国に渡る広域連携活動などを推進しております。今期は業務執行理事会・理事会・各委員会とも新しい役員体制で事業活動を実施

し、活力ある強固な組織形成を目指して業務を遂行してまい

す。また、来る東京オリンピックの年に芝法人会は創立70周年を迎えます。1950年3月25日に芝税務法人会として設立、愛宕2丁目の芝税務署内に事務所を設置してその歴史がはじまりました。初代会長の松島徳三郎氏をはじめ、歴代会長と役員そして会員の皆様のご努力により現在の芝法人会が存在するのだということを決して忘れず、芝法人会の良き伝統を守り、同時に輝かしい未来に向けて私たちは歩んでいこうという強い思いを胸に、来年の70周年を祝したいと思います。

結びに、会員の皆様には従来にも増して、芝法人会の事業活動へご理解とご支援、ご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。また、日頃よりお世話になっております芝税務署の成相署長をはじめ署の幹部の皆様には、引き続きご指導ご鞭撻の程、何卒宜しくお願い申し上げます。

芝法人会会長
竹ノ上蔵造
〔株式会社 第一製版／
代表取締役社長〕

地域に密着した取り組みを拡大する

当 会は公益社団法人として、税との関わりを通して、企業の発展を支援し、地域社会の振興に貢献することを目的に、長年に渡って活動を推進してきております。

このような活動を一層充実したものにしていくために、会員企業数を増やし活動の内容をさらにダイナミックなものとしていくことが重要だと認識しております。そのためにも、特に税制に関する説明会や第一線でご活躍の東京国税局の方々との意見交換会等、会員の皆様のご要望に沿ったサービス提供を拡大していくよう心がけてまいりたいと思います。

今後も会員企業の皆様からのご支援も賜りながら、地域に密着した取り組みを拡大してまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

源泉部会及び調査部法人部会 担当副会長
川島勇〔日本電気株式会社／監査役〕

会員向けサービスの充実を図る

A I、IoTで大きく社会は変革する中、機械ではできないことは、経営者の個人の繋がりではないでしょうか。社会や地域との共生、倫理観を大事にする経営者が、連携やネットワークを生んでいるのが芝法人会。そしてその仲間を作るのが共益事業だと思っております。

今現在、会員限定の研修会講演会、生保損保の団体割引、その他各企業からの提携をして頂いておりますが、より一層の会員向けサービスを充実させてまいります。会員皆の会館ですので法人会館にも気楽においでください。そして会員が気楽に集まれる企画も、私案ですが考えております。町で写真の顔を見かけたらお声掛けください。仲間作りの第一歩です。

共益事業委員会 担当副会長
吉見猛〔吉見商事株式会社／代表取締役〕

組織力の強化を目指す

「組 織委員会」では、当会の将来を見据えた組織づくりに主眼を置き委員会運営を行ってまいります。公益社団法人として、会員の皆様、地域の皆様、行政機関の皆様と当会を円滑に繋ぐための組織を構築することを目的とします。

また、目的達成のためには、当会の組織力（会員の増強）の強化が重要でありますので、新規会員獲得のため、仲間を増やすために皆様から協力を得られる組織体制を構築してまいります。

「組織委員会」の運営は、皆様のご協力とご理解がなければ成り立たしません。何卒、ご支援のほどお願い申し上げます。

組織委員会 担当副会長 齋藤明人
〔光和商事株式会社／
代表取締役社長〕

両部会ともに仲間を増やし、互いの絆を深めよう

来 年70周年を迎える芝法人会にあって、両部会への期待は大きく、公益事業はもとより、特に今期は『仲間を増やそう!』を旗印に会員維持・増強、また会員相互の絆を深める為の共益事業の中核としての役割を担っています。

青年部会では、30周年記念事業を成功させた発想力、行動力、他単位会とのネットワークを存分に活かした活動を、そして女性部会では、経営者以外にも参加していただけるよう、役員や幹部候補の女性社員の方にもアプローチ、参加を促していくという新たな試みを、それぞれ考えておりますので、何卒宜しくお願い致します。

青年部会及び女性部会 担当副会長 相原陽一
〔株式会社 サイメット／代表取締役〕

さらに公益性の高い事業の想像を

平 成26年度から①租税教育活動②会社見学・職業体験③東京諸島と港区の小学生児童交流を軸にした事業を行っており、今年度はより有意義な事業にするため見直しをはかり、東京都や港区等行政と連携を取り、さらに公益性の高い事業を目指しています。

会員の皆様に向けては、税務広報活動を地区と連携して積極的に進めて行きたいと考えており、広報物を実際に手に取り税の大切さを伝え、法人会の活動理念を再認識することで当会への所属意識が高まり、会員相互の交流が深まれば、結果、法人会の活動を理解して頂ける仲間が増えていくと思っています。

公益事業委員会及び島嶼 担当副会長 金井由光〔株式会社 スイファ／代表取締役〕

仲間と共に、さらに力のある組織を目指す

当 会の活動の原点は、8地区での独自の活動と考えます。当会には100年企業から新設法人まで幅広い会社が存在しています。その企業が税を考える法人会に加入し、それぞれの立場で活動していく。それがこの組織の根幹です。

地区担当として、“仲間を増やす”という命題のため、新たな地区役員をお迎えし、先輩会員とのシナジーにより、さらにパワーのある組織創りを目指します。それを実現するため、4名の地区担当理事と共に、税務広報、地区事業など皆様の協力をいただき実践して参りますので、宜しくお願い申し上げます。

地区及び特別事項 担当副会長 佐久間克文〔株式会社 芝大門GEN／代表取締役〕

広域連携で芝エリアの企業活性化を目指す

会 長特命事項担当として、会長をお支える担当副会長・業務執行理事を仰せつかりました。

当会は、公益社団法人として、芝税務署管内の企業活性化を目指しております。そして、その目的達成の為に、地域を越えてさまざまな広域連携を進めたいと考えております。

当地域は大企業本社も多く、さまざまなニーズもございます。微力ではございますが、ご縁ある方との人脈等を活かし、芝法人会と同じ思いの全国の方々との接着剤役として貢献したいと思っております。

会長特命事項 担当副会長 鈴木隆志〔株式会社 日本カーゴエクスプレス／代表取締役社長〕

財務基盤の強化に努める

芝 法人会エリアの再開発等にとまなう会員数の減少、また、それにとまなう会費収入の減少など当会の取り巻く環境は厳しい状況が続いております。今後、2年間の任期中には会員数の増加による会費収入の確保、会員の皆様にご理解いただける収益事業の検討、その他の収益源の創出を念頭に置き財務基盤の強化に努め、また、各委員会、部会、地区、それぞれの事業活動がより円滑に行えるよう、諸規定の整備を進めてまいります。

今後も皆様からのご理解、ご協力をお願い申し上げます。

総合委員会 担当副会長 萩原健司
〔萩原バルブ工業株式会社
／代表取締役〕

① 平成30年度 (2018年度) 活動報告

昨年度の当会の活動について、
ここでご報告いたします。

■ 会員数 2019年3月31日 会員数 **3,255**社
※内訳 正会員数3,054社 特別会員201社(名)

■ 会費収入 **76,537**千円

■ 正味財産合計 **457,906**千円

■ 収支状況 収入計 **112,163**千円 支出計 **128,934**千円 収支差額 **▲16,771**千円

■ 事業報告

【公益目的事業】 * 経常費用 **95,497**千円 * 開催回数 **122**回 * 参加実績 **35,375**名(内一般26,819名)
* 一般参加率 **75.8**% * 1人当たり経常費用 **2,699**円 * 公益目的事業比率 **74.1**%

【会員の交流及び福利厚生等に関する事業】 事業数 **18** 【収益事業】 事業数 **6** 【会議等】 開催数 **74**回

■ 特記事項 1

芝法人会スペシャルサポーターとして、アイドルグループ『全
力少女R』、女優『佐藤 奈織美』を起用し、租税教育活動及び
税務広報活動を実施し、2018年10月には、「芝税務署広報大
使」として任用されました。

■ 特記事項 2

法人会の地域を越えた「日本全国法人会同士の広域連携
事業」を実施しました。

国税局・税務署・全国の連合会・全国の法人会・地域企業・
法人会役員及び事務局間で組める(趣旨に賛同する)者同士
が、一緒に活動するきっかけを創出し、「法人会全体の知名
度」を向上させました。
～一緒に事業運営した連帯感による 信頼(友好)関係の醸成
それを基に未加入法人の相互紹介による新規入会の増加～
を目的に実施しました。

② 特定寄附金 による 公益事業

2019年度下半期に行われる
公益事業をご紹介します。

■ 9月25日(水) 八丈町立三原小学校

- ① 芝税務署1階フロア見学・租税教室
- ② 港区立本村小学校にて、交流事業・レクリエーション
- ③ ベネズエラ大使館にて職場見学

■ 11月15日(金) 八丈町立三根小学校

- ① 芝税務署1階フロア見学・租税教室
- ② 港区立白金小学校にて、交流事業・レクリエーション

■ 麻布法人会サンエー・クラブとの連携事業

- ① 10月26日(土)
港区少年野球大会・税の学習(会場:埠頭少年野球場)
- ② 11月15日(金)
港区立小学校5年生児童を対象に、
キザニア東京での職業体験

『公益事業寄附金』二次募集のお知らせ

当事業は皆様の寄付金によって運営しております。本年度は11月15日(金)まで受け付けております

- 1 名称／2019年度『租税教育を軸とした社会の仕組みを知
る 公益事業』(東京諸島と港区の小学生児童及び中学生生徒
対象)のための特定寄附金。(特定寄附金▲「本会会員を含む
広く一般社会に、使途を特定して一定期間募集活動を行うこと
により受領する寄附金」)
- 2 総額／下記項目3に記載した募集期間中に集めた金額と
する。(事業予算に基づき、2,000千円を募集総額の目安とする)
- 3 期間／2019年7月2日(火)～同年11月15日(金)

- 4 対象／賛同する会員ならびに、会員以外の法人及び団体、
ならびに個人。
- 5 使途／全て、当該事業費(事業内管理費含む)に充当いた
します。
- 6 公表／寄附者の法人名または団体名、もしくは個人名を当
会ホームページなどで公表いたします。(なお、匿名をご希望の場
合はお申し出をお願いいたします)

▶ 詳細につきましては、当会ホームページに掲載しております。
※手数料はご負担願います。

振込口座(指定口座) 【金融機関名】みずほ銀行 芝支店 【振込先】(当座)0002587 【口座名】公益社団法人 芝法人会

／ 現職担当官、国税OB税理士に学ぶ ／

税にまつわる研修会のご案内

当会では正しい税知識を身につけることを目的に、「税にまつわる研修会」を開催しております。
今年度も多彩な講師をお呼びし、税制改正のポイント等、普段は聞くことができない税の知識を発信しています。

《年間総事業数 38回(開催予定含む)》

[東京国税局、芝税務署現職担当官による研修会]

現職の担当官から直接指導を受けられるのは、法人会だけ!!

① [芝間税会共催] 2019年変更点の確認

～法人税改正と消費税軽減税率制度等 及び インボイス制度～

9月17日(火) 13:30～15:00

《講師》 芝税務署 法人課税第1部門 上席国税調査官 永見信忠氏
芝税務署 法人課税第2部門 調査官 林康章氏



② 東京国税局専門官による局調査部所管法人セミナー

【第1部】法人税申告時の誤りやすい事例 【第2部】移転価格税制と寄付金規定の相違点及び寄付金課税のケーススタディ

9月18日(水) 14:00～17:00

《講師》 東京国税局 調査第一部 調査審理課 国際調査審理官 伊藤晋一氏
税理士(元東京国税局 国税調査官)・青山学院大学大学院非常勤講師 三塚一彦氏

③ [芝間税会共催] 消費税軽減税率制度等・インボイス制度・申告書作成

10月7日(月) 13:30～15:00

《講師》 芝税務署 法人課税第2部門 調査官 林康章氏

[国税OB税理士による研修会]

国税局や税務署で働いて感じたことや、
調査官がどこを見ているか等、
ここでしか聞けない内容を細部まで聞くことができます!!

① 海外勤務者・外国人労働者の源泉所得税について

9月26日(木) 15:30～17:00

《講師》 経営企画・未来会計コンサルタント 税理士(国税OB) 米森まつ美氏

② 外国法人等との取引において税金面で留意すべき事項

10月15日(火) 15:30～17:00

《講師》 税理士(国税OB) 清水一郎氏



■ お申し込みについて

詳細のご案内、お申し込みは「芝法人会ホームページ」で対応させていただきます。

<https://www.shibahoujinkai.or.jp/index.php/public/training>

※お申込みについては芝法人会ホームページ上のみで受け付けております。システムの都合上、1回のお申し込みでお一人のみ対応しております。
(複数人で参加されたい場合は、お一人ずつわけしてお申込みください)。※満席の研修会も、受付期間内であればキャンセルが出た場合は申込み可能となります。



芝税務署 幹部紹介

公 益社団法人芝法人会の皆様には、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により、東京国税局調査第一部次長から転任して参りました成相でございます。

竹ノ上会長をはじめ役員並びに会員の皆様には、平素から税務行政の円滑な運営につきまして、格別の御理解と多大なるご協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。貴会におかれましては、「企業の発展を支援し、地域社会の振興に寄与する」との理念の下、税知識の普及を目的とする各種税務研修会の開催や島しょ地域と港区内の小学生による特別交流事業、小学生を主体とした「税に関する絵はがきコンクール」、地域イベントでの税務広報活動など、多種多彩な事業を積極的かつ熱心に展開しておられ、深く敬意を表する次第です。

私ども税務当局といたしましても、芝法人会の皆様との相互信頼・協調関係を大切に、会活動に可能な限り支援をさせていただき所存でございますので、今後とも更に充実した活動を展開されますことを期待申し上げます。

ところで、最近の税務行政を取り巻く環境は、経済活動の国際化・高度情報化やAIなどの科学技術の進展等、大きく変化しております。私どもの使命は、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことであり、納税者の皆様の理解と信頼を得ながら、悪質な納税者に対しては厳正な態度で臨むといった適正・公平な課税徴収に努めているところです。引き続き、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに当たりまして、貴会の益々の御発展と会員企業の皆様の御事業の御繁栄を祈念いたしまして、私のあいさつとさせていただきます。



芝税務署長

成相 宏

なり あい ひろし

経 歴

昭和58年4月 東京国税局入局
平成17年7月 東京国税局調査第一部調査管理課課長補佐
平成18年7月 東京国税局調査第一部特別国税調査官付総括主査
平成19年7月 東京国税局調査第二部調査総括課課長補佐
平成20年7月 税務大学校和光校舎専門教育部教授
平成22年7月 名古屋国税局静岡税務署副署長
平成24年7月 東京国税局調査第一部特別国税調査官

平成26年7月 広島国税局石見大田税務署長
平成27年7月 東京国税局調査第三部調査31部門統括国税調査官
平成28年7月 東京国税局調査第一部調査総括課長
平成29年7月 東京国税局調査第一部調査管理課長
平成30年7月 東京国税局調査第一部次長
令和元年7月 芝税務署長

担 当 副 署 長



芝税務署副署長
法人総括担当
銅谷 彰男
なべたに あきお

芝 税務署2年目の勤務となりました鍋谷でございます。公益社団法人芝法人会の皆様には、租税教育や税務広報をはじめ税務に関する様々な活動に精力的に取り組んでいただいております。日頃からの税務行政に対する格別の御理解と御協力を厚く御礼申し上げます。

改正消費税への対応など税務行政の円滑な運営のために、引き続き御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



芝税務署副署長
法人調査担当
大貫 賢二
おおぬき けんじ

こ の度の定期人事異動により、預金保険機構から転任して参りました大貫でございます。

公益社団法人芝法人会の皆様方には、日頃から税務行政について深く御理解をいただくとともに、特別交流事業や税務広報活動など多大なる御協力を賜っており、厚く御礼申し上げます。

引き続き、e-Taxの利用促進及び定着に向けた取り組みなどに御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

担 当 統 括 ・ 上 席



法人課税第1部門
統括国税調査官
高木 衛
たかぎ まもる

こ の度の人事異動により、新宿税務署から転任して参りました高木でございます。

公益社団法人芝法人会の皆様には、日頃より各種税務広報活動や租税教育活動などを通じ、多大な御協力をいただいております。

本年度においても、貴会と税務署の相互信頼・協力関係のもと、可能な限りの支援を行って参りますので、変わらぬ御協力をお願いします。



法人課税第1部門
上席国税調査官
永見 信忠
ながみ のぶた

こ の度の人事異動により、柏税務署から転任して参りました永見でございます。

公益社団法人芝法人会の皆様は、熱心な税のオピニオンリーダーとして、地域企業の皆様の税知識の普及を目的とする各種の研修会や租税教室等、多彩な行事を開催されております。心より感謝申し上げます。本年度も会の活動への積極的な支援を行って参りますので、御指導御鞭撻のほど、お願いいたします。

令和元年10月1日から 消費税の軽減税率制度が実施されます。

令和元年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられると同時に、消費税の軽減税率制度が実施されます。

軽減税率（8%）の対象品目

飲食料品

新聞

飲食料品とは、食品表示法に規定する食品（種類を除きます）をいい、一定の一体資産を含みます。外食やケータリング等は、軽減税率の対象品目には含まれません。

新聞とは、一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載する週2回以上発行されるもので、定期購読契約に基づくものです。

飲食料品の売上げ・仕入れの両方がある課税事業者の方

飲食料品の売上げがなくても、飲食料品の仕入れ（経費）がある課税事業者の方

免税事業者の方

売上げや仕入れについて、取引ごとの税率により区分経理を行うことや、区分記載請求書等を交付する必要があります。

仕入れ（経費）について、取引ごとの税率により区分経理を行う等の対応が必要となります。

課税事業者と取引を行う場合、区分記載請求書等の交付を求められる場合があります。

●帳簿及び請求書等

消費税率が複数税率となりますので、これまでの記載事項に加え、軽減対象資産の譲渡等である旨及び税率ごとに区分して合計した税込対価の額を記載した請求書等（区分記載請求書等）を発行することや、日々の経理において帳簿には軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨を記載することが必要となります。

〈帳簿の記載例〉

①課税仕入れの相手方の氏名又は名称
②課税仕入れを行った年月日
③課税仕入れに係る資産又は役務の内容（軽減対象資産の譲渡等に係るものである旨）
④課税仕入れに係る支払対価の額

総勘定元帳（仕入）					
××年 月 日	摘要		税 区 分	借方 （円）	
11 30	△△商事（株）	11月分 日用品	10%	88,000	
11 30	△△商事（株）	11月分 食料品	8%	43,200	
②	①	③		④	

〈請求書の記載例〉

①区分記載請求書等発行者の氏名又は名称
②課税資産の譲渡等を行った年月日
③課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（軽減対象資産の譲渡等である旨）
④税率ごとに区分して合計した課税資産の譲渡等の対価の額（税込み）
⑤書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書				
△△商事（株） 令和××年11月30日				
11月分 131,200円（税込み）				
日付	品名	金額		
11/1	魚 ※	5,400円		
11/1	牛肉 ※	10,800円		
11/2	キッチンペーパー	2,200円		
合計		131,200円		
		10%対象	88,000	
		8%対象	43,200	
※は軽減税率対象品目				

★軽減税率について詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。

国税庁 軽減税率

検索

軽減税率対策補助金があります！

軽減税率対策補助金事務局（中小企業庁）では、複数税率への対応が必要となる中小企業・小規模事業者等が、複数税率対応のレジの導入や、受発注システムの改修などを行うに当たって、その経費の一部を補助する軽減税率対策補助金による事業者支援を行っています。

軽減税率対策補助金

検索



芝税務署からのお知らせ

文書回答手续をご利用ください

【文書回答手続とは】

納税者の皆様から、個別の取引等に係る税務上の取扱いに関して文書による回答を求める旨の照会があった場合に、一定の要件の下に、文書により回答するとともに、他の納税者の皆様の予測可能性の向上に役立てていただくために、その照会及び回答の内容を国税庁ホームページにて公表するという納税者サービスです。

【対象となるものは】

照会者が、自ら実際に行った取引等又は将来行う予定の取引等で個別具体的な資料の提出が可能なもの（その取引等に係る国税の申告期限前（源泉徴収等の場合は納期限前）に照会されるものに限ります。）

【対象とならないものは】

- 照会の前提とする事実関係について選択肢があるもの
- 調査等の手続、徴収等の手続、酒類行政に関するもの
- 個々の財産の評価や取引等価額の算定・妥当性の判断に関するもの
- 実地確認や関係者への照会等による事実関係の認定を要するもの
- 取引等の主要な目的が国税の軽減等であるものや通常の経済取引等としては不合理であると認められるものなど

【照会方法は】

税務署等に備え付けてある用紙（国税庁ホームページからもダウンロードできます。）に必要事項をご記入の上、関係書類を添えて、原則として照会者の納税地を所轄する税務署に提出していただくことになります。

【公表は】

照会者名については、照会者から公表の申出がない限り、公表されることはありません。
また、照会内容については、照会文書に記載した内容がそのまま公表されるものではありませんので、公表する照会内容については、東京国税局課税第一部審理課にご相談ください。

※ご注意ください！

- 取引等に係る国税の申告期限等が経過した場合には、回答は行われませんので、審査に要する期間や審査に必要な追加資料の用意に要する時間などをご考慮の上、ご照会ください。
- 事前照会の回答がないことを理由に国税の申告期限等が延長されることはありません。
- 回答内容に不服がある場合や国税の申告期限等までに回答が行われないことなどに対して不服がある場合であっても、不服申立ての対象とはなりません。

詳細については国税庁ホームページの「事前照会に対する文書回答手続」
（<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/sodan/kobetsu/bunsho/01.htm>）をご覧ください。

公 益社団法人芝法人会の皆様方には、日頃より税知識の普及や租税教育、駅前やイベント会場での税務広報など、都の税務行政に多大なご協力をいただき、心より御礼申し上げます。

港都税事務所では、地方税（都税）の課税及び徴収事務を行っています。法人に申告していただく主な税金としては、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、事業所税、固定資産税（償却資産）などがございます。質問・相談等がございましたらお気軽にお問合せ下さい。

さて、地方税ポータルシステムeLTAXですが、10月にはダイレクト納付や複数の地方公共団体への一括電子納税が可能となります。また、令和2年4月1日以降に開始する事業年度から、大法人（事業年度開始時点で資本金が1億円超の法人等）は電子申告が義務化されます。これを機に、eLTAXの活用をどうぞよろしくお願い申し上げます。

港都税事務所では、都民の皆様は税を身近に感じていただけるよう、おもてなしの心によるきめ細やかな対応に努めてまいります。引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



東京都港都税事務所 所長 白石真一
副所長 矢島伸弘
相談広報担当 安藤幸子

都税のお知らせ

地方法人特別税が廃止され、特別法人事業税が創設されます

特別法人事業税が創設され、令和元年10月1日以後に開始する事業年度の申告納付より適用されます。一方で、地方法人特別税は廃止されます。特別法人事業税の申告納付方法等は地方法人特別税と同様ですが、税率が異なりますのでご注意ください。

お問い合わせ先 ●**港都税事務所** ▶ TEL.03(5549)3800（代表）

eLTAX電子納税がさらに便利になります

令和元年10月から地方税共通納税システムが稼働し、eLTAX電子納税がさらに便利になります。これまでのインターネットバンキング等での納付に加えて、事前に登録した口座から引き落としができるダイレクト納付が導入されます。さらに、全国の自治体に一括で納付することが可能となります。

詳細はeLTAXホームページ<http://www.eltax.jp/>をご確認ください。

大法人の電子申告が義務化されます

大法人が提出する令和2年4月1日以後に開始する事業年度の法人事業税・特別法人事業税・法人住民税の申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類は、eLTAXによる提出が義務化されます。

お問い合わせ先 ●**港都税事務所** ▶ TEL.03(5549)3800（代表）

中小企業者向け省エネ促進税制 ～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が行う省エネ設備等の取得を支援するため、法人事業税、個人事業税を減免しています。詳細は、主税局HP「＜東京版＞環境減税について」をご覧ください。

お問い合わせ先 ●**中小企業者向け省エネ促進税制について／港都税事務所** ▶ TEL.03(5549)3800（代表）
●**地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器について／クール・ネット東京** ▶ TEL.03(5990)5091

たくさんのご応募ありがとうございます。

この度は、2019年度『税に関する絵はがきコンクール』に、素晴らしい作品をご応募いただき、誠にありがとうございました。たくさんのお小生の皆さんから作品をお寄せいただきました。応募作品は、応募者全員の中から公正に審査をさせていただきます。来年度も継続して行ってまいりますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

●『税に関する絵はがきコンクール』表彰式

応募作品の中から優秀作品〈12作品〉を11月13日に港区の八芳園で行なわれる『税に関する絵はがきコンクール』表彰式において表彰させていただきます。

【日時】11月13日（水） 【場所】八芳園



芝法人会のビジネス交流会開催

芝法人会の交流会は普通の交流会とはひと味違います。

①経営者同士での異業種交流が自然に図れるように、各テーブルにガイド役を配席！②経営者同士の親睦交流から生まれる新たな人脈や仲間づくりをサポート！③自社が会員になっていて良かった！優待・特典サービスをご紹介！経営者の方のみならず、若手社員の皆様も奮ってご参加下さい。
【日時】10月23日（水）18:30 ～ 20:00 【会場】八芳園



会員の皆様へ

平成29年8月より【芝法人会会員証紙】は「情報誌ザ・シバ」誌面に印字しています。下の【会員証紙】を切り取っていただき、法人税の確定申告書に貼付してご提出くださいますようお願い申し上げます。

公益社団法人 芝法人会々員

公益社団法人 芝法人会々員

従業員の退職金準備は

特退共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度

（新企業年金保険）



特定退職金共済制度（特退共）の魅力

1. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで任意に設定できます。
2. 掛金は全額損金または必要経費に算入できます。
3. 従業員数や資本金額にかかわらず加入できます。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度（中退共）と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会（東法連）が母体となり昭和52年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて平成24年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約5,200社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、平成29年10月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
○上記記載の税務取扱いは、平成29年10月現在の税制に基づくものです。今後税務の取扱いが変わる可能性もあり、将来を保証するものではありません。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。
企C-29-18-S（平成29年10月24日）P6965

資料請求・お問い合わせは

TTK

公益財団法人

東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp/>

